

令和6年度答申第37号  
令和6年10月3日

諮詢番号 令和6年度諮詢第34号（令和6年8月9日諮詢）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 柔道整復師法8条1項に基づく業務停止処分に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、柔道整復師として接骨院を営む審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）8条1項の規定に基づき、3年間の業務停止処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 法2条1項は、この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう旨規定する。
- (2) 法3条は、柔道整復師の免許は、柔道整復師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える旨規定する。  
なお、柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和63年法律第72号。以下「昭和63年改正法」という。）による改正前は、柔道整復師の免許

を与える者は都道府県知事であったが、改正前の規定により柔道整復師の免許を受けた者は、改正後の規定（平成4年10月1日施行）により柔道整復師の免許を受けた者とみなされる（昭和63年改正法附則7条）。

- (3) 法4条は、同条各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある旨規定し、同条3号は、罰金以上の刑に処せられた者を掲げる。
- (4) 法8条1項は、柔道整復師が、法4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる旨規定する。
- (5) 法13条の3第1項は、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる旨規定し、上記の厚生労働省令の定めについて、柔道整復師法第八条の二第一項及び第十三条の三第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令（平成13年厚生労働省令第90号）は、財団法人柔道整復研修試験財団を指定試験機関として指定する旨規定する（なお、同財団は、平成24年3月に公益認定を受けて、公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下「試験財団」という。）となっている。）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和53年5月10日、A知事から、柔道整復師の免許を受けた。

（柔道整復師免許証）

- (2) 審査請求人は、令和5年2月a日、B地方裁判所において、柔道整復師法違反被告事件（以下「本件刑事事件」という。）により、懲役10月、執行猶予3年の有罪判決の宣告を受け、同判決は確定した。その罪となるべき事実の要旨は、審査請求人は指定試験機関である試験財団の理事であったところ、試験財団から試験委員に選任されて第b回柔道整復師国家試験（以下「本件試験」という。）の試験問題作成等を担当していたCと共に謀の上、審査請求人が、令和c年d月e日、A都道府県内において、D専門学校E科学科長Fに対し、パソコンコンピューターを用いて、同人が使用するメールアドレスに宛てて、本件試験の出題予定問題の要点となる文言を電子メールで送信し、さらに、同月f日、A都道府県内において、同人に対し、パソコンコンピューターを用いて、同メールアドレスに宛

てて、本件試験の出題予定問題と類似した内容の問題を電子メールで送信して教示し、もって試験事務に関して知り得た秘密を漏らしたというものである。

(判決書臘本)

(3) 処分庁は、令和5年8月16日、「柔道整復師Xの業務停止又は免許取消について」を件名とする聴聞を実施した。

(聴聞報告書)

(4) 処分庁は、令和5年9月19日付けで、審査請求人に対し、「令和5年2月a日、柔道整復師法違反により懲役10月、執行猶予3年に処せられ、柔道整復師法第4条第3号に該当することとなったため。」との理由を付して、令和5年10月3日から3年（執行又は効力が停止している期間を除く。）の期間、柔道整復師の業務の停止を命ずる処分（本件処分）をした。

(命令書)

(5) 審査請求人は、令和5年11月16日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和6年8月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

以下のとおり、本件処分の内容はあまりにも重く、違法ないし不当であるため、本件処分の取消しを求める。

(1) 審査請求人は、あくまで共犯者であるCから送られてきたキーワードやそのキーワードを基に作成した類似試験問題を漏えいしたにとどまるのに対し、Cは、試験問題を作成する立場を利用して、全出題予定問題の音声データをそのまま漏えいしており、Cによる試験問題の漏えいの程度は、審査請求人に比べてはるかに大きく、その態様はより悪質である。現に、Cの方が審査請求人に比べて、より重い刑事処分（懲役1年、執行猶予3年）に処せられている。

それにもかかわらず、Cと同期間の業務停止処分を命ずる本件処分は、著しく不合理であり、到底受け入れることができない。

(2) 審査請求人は、刑事処分を受けたほか、自らの罪を深く反省して指定試

験機関の理事を含め柔道整復の関係団体の理事等を自ら辞任し、退会することで、その試験事務の秘密を漏らしてしまったことに対する責任を既に果たしていることに加え、審査請求人の柔道整復師としての早期復帰を望む患者が多数にのぼっている。また、本件処分のとおりその業務を停止された場合には、審査請求人の柔道整復師としての収入が3年間もの長期にわたって途絶えることになり、生活を営むことに多大なる支障が生じ、最低限度の生活すら儘ならない状況に陥る可能性が極めて高い。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、本件処分に対して、審査請求人が、審査請求人の犯情は共犯者と比して軽いこと、関係機関の理事等から退いていること、審査請求人の早期復帰を望む患者が多数にのぼっていること、本件処分により多大な生活上の支障が生じる可能性が高いことに比して本件処分の内容はあまりにも重い等と主張するため、審査請求人の主張を踏まえた本件処分の適否について判断する必要がある。
- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる。
  - (1) 審査請求人は、昭和53年5月10日に柔道整復師免許証を取得した。
  - (2) 審査請求人は、令和4年10月7日にG会副会長、H会副会長、I会委員、J会委員、K会L審査委員、M労働局N審査委員、O会P審査員及びQ委員を辞職し、試験財団より常務理事を解任された。
  - (3) 試験財団の理事であった審査請求人は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしたものとして、令和5年2月a日に懲役10月、執行猶予3年の判決を受けた（B地方裁判所判決）。
  - (4) 処分庁は、令和5年8月16日、「柔道整復師Xの業務停止又は免許取消について」を件名とする聴聞を実施した。
  - (5) 「当事者が反省している点及び当事者の患者からの嘆願を参酌願いたい」旨の聴聞主宰者の意見が記された聴聞報告書が聴聞主宰者より処分庁に対し提出された。
- 3 本件審査請求の論点（上記1）に対する判断
  - (1) 本件処分の根拠である法8条1項については、「罰金以上の刑に処せられた者」に該当する場合に、免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずるかどうか、業務の停止を命ずるとしてその期間をどの程度にするかとい

うことは、当該刑事罰の対象となった行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該施術者の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、法8条1項の規定の趣旨に照らして判断すべきものであるところ、その判断は厚生労働大臣の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である（最高裁判所昭和63年7月1日第二小法廷判決・裁判集民事第154号261頁）。

よって、厚生労働大臣がその裁量権の行使としてした業務停止命令は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならず、また、裁量権の行使が不適切と認められる場合でない限り、不当なものとはされないというべきである。

(2) そこで本件についてみてみると、当該刑事罰の対象となった行為は、上記2(3)のとおり、指定試験機関の理事であった審査請求人が試験事務に関して知り得た秘密を漏えいしたものである。

当該行為は試験の公平公正を害し、その信頼を揺るがしかねない悪質な行為であることはもとより、指定試験機関の理事として当然に守らなければならない義務に反する行為であることから、審査請求人が主張する様々な事情を考慮しても、本件処分は、社会観念上著しく妥当性を欠くものとまでは認められず、処分庁に委ねられた裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものということはできない。

(3) また、本件処分に当たっては、上記2(4)のとおり、処分庁は行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項に基づく聴聞を実施し、聴聞調書の内容及び上記2(5)の主宰者の意見を、同法26条に基づき十分に参酌して決定したものと認められ、その判断過程においても違法又は不当な点は認められない。

(4) 以上により、本件処分は、当該刑事罰の対象となった行為の悪質性や影響、審査請求人の性格、処分歴、審査請求人の反省、患者の嘆願及び諸般の事情等を考慮した結果、3年の期間の業務停止を命じたものであり、その判断が、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したものとはいえず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 よって、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 法8条1項は、柔道整復師が「罰金以上の刑に処せられた者」（法4条3号）に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる旨定めている。この規定の趣旨は、柔道整復師が法4条3号の規定に該当する場合において、同人が柔道整復師として品位を欠き人格的に適格性を有しないものと認められる場合には柔道整復師の資格を剥奪し、今までいえないとしても柔道整復師としての品位を損ない、あるいは柔道整復師の職業倫理に違背したものと認められる場合には一定期間業務の停止を命じて反省を促すものとし、これによって、柔道整復等の業務が適正に行われることを期するものであると解される。

したがって、柔道整復師が「罰金以上の刑に処せられた者」に該当する場合に、免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずるかどうか、業務の停止を命ずるとしてその期間をどの程度にするかということは、当該刑事罰の対象となった行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該柔道整復師の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、法8条1項の規定の趣旨に照らして判断すべきものであるところ、その判断は厚生労働大臣の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

よって、厚生労働大臣がその裁量権の行使としてした業務停止処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならず、また、裁量権の行使が不適切と認められる場合でない限り、不当なものとはされないというべきである。

(2) 本件刑事事件において、審査請求人が懲役10月、執行猶予3年に処せられた判決で認定された犯罪事実は、指定試験機関である試験財団の理事であった審査請求人が、試験委員であった共犯者と共に謀し、本件試験の出題予定問題の要点となる文言や本件試験の出題予定問題と類似した内容の問題を電子メールで送信し、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしたと

いう事実である。

上記刑事罰の対象となった行為は、試験の公平公正を害し、その信頼を揺るがしかねない悪質な行為であり、柔道整復師としての品位を損なった程度は大きく、社会的信用を失墜させた程度も大きい。

したがって、審査請求人が指定試験機関の理事を含め柔道整復の関係団体の理事を辞任したり退会したりしたこと、審査請求人の柔道整復師としての早期復帰を望む患者が多数いること等の事情を考慮しても、本件処分が不当に重すぎるということはない。

審査請求人は、共犯者の方が刑事処分が重かったにもかかわらず、共犯者と業務停止期間が同じであるのは不合理である旨の主張をしているが、共犯者に対する判決は懲役1年、執行猶予3年であり、審査請求人に対する懲役10月、執行猶予3年の判決よりやや重いという程度の差にすぎず、柔道整復師としての品位を損ない、社会的信用を失墜させた責任は共に重大であるとして、共犯者と審査請求人に対する業務停止期間を同一期間とした処分とする判断が不合理ということもできない。

したがって、本件処分が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認めることはできず、違法ということはできないし、裁量権の行使が不適切であって不当ということもできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいはず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委 員 戸 谷 博 子
委 員 木 村 宏 政
委 員 下 井 康 史